

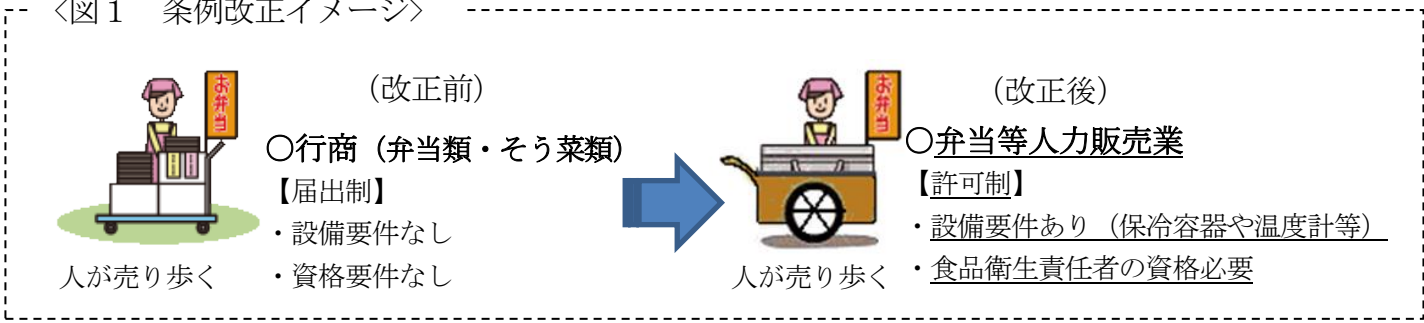
弁当等人力販売業の現状について

1 制度改正の概要

(1) 人力により移動販売する場合の要件整備【弁当等人力販売業の新設】

路上等の屋外で弁当等を販売する場合は、環境影響を受けない構造の運搬容器（保冷容器）や温度計等の設備要件、また、衛生管理の知識を持った者が販売に従事する食品衛生責任者の設置を義務付ける人的要件等を規定した。これらの要件を事前に確認できるよう、弁当等の行商販売を届出制から許可制へと変更し、新たに「弁当等人力販売業」を設定した（平成 27 年 10 月 1 日施行 図 1）。

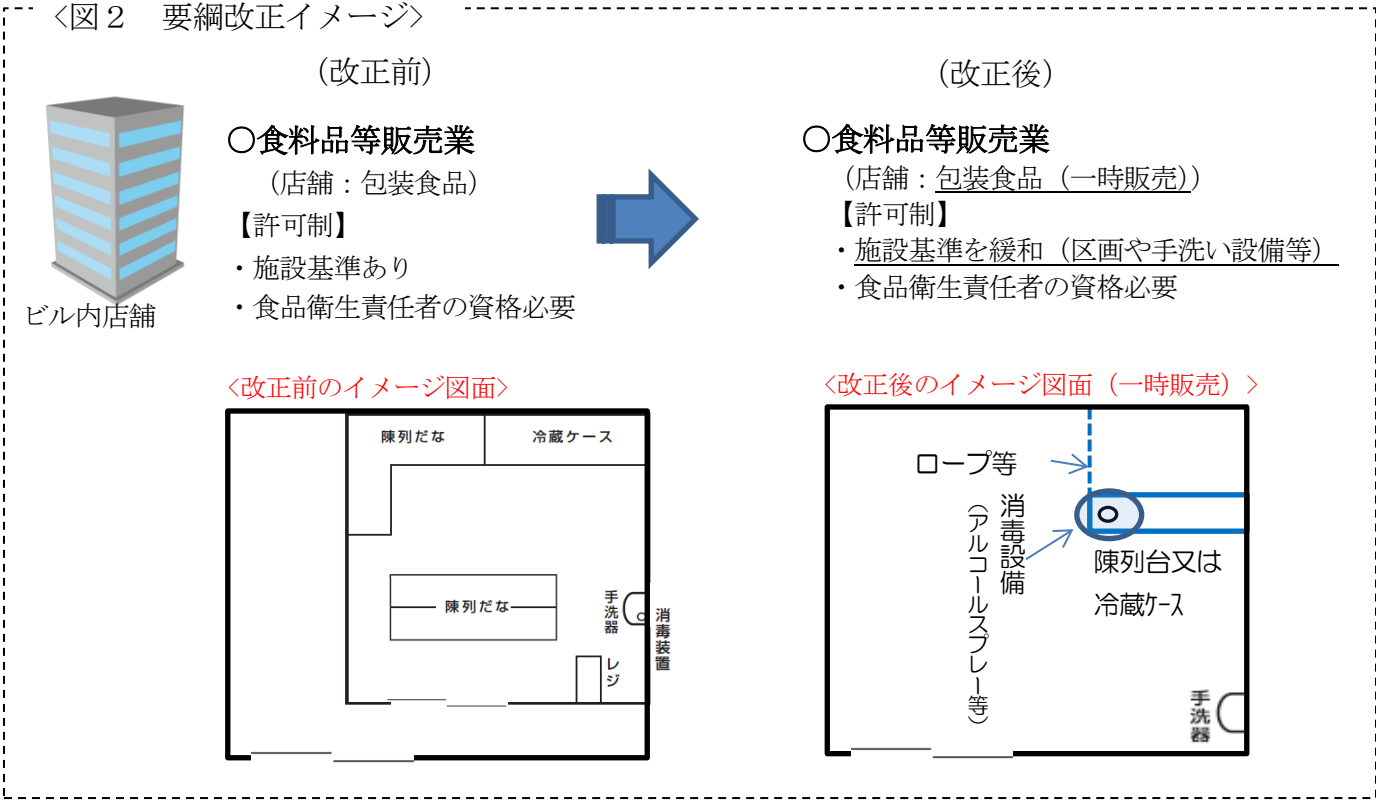
＜図 1 条例改正イメージ＞



(2) 屋内での販売形態へ誘導する取組【食料品等販売業（一時販売）の新設】

衛生上望ましい屋内で弁当等を販売しやすくするため、食料品等販売業（固定店舗：包装食品）の施設基準について、ビルなどの屋内で空調管理された建物内であれば、簡易な施設や設備で販売が行えるよう、衛生上支障のない範囲で基準を緩和し、一時的（ランチタイム等）に販売できる形態を新たに設定した（平成 26 年 10 月 1 日施行 図 2）。

＜図 2 要綱改正イメージ＞



2 許可等の状況

(1) 弁当等人力販売業許可数等 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	許可数 (件) ※ ¹	従事者数 (人) ※ ²	うち旧行商人 (人) ※ ³
全都	244	381	328
都	35	61	57
区	202	300	252
市	7	20	19

※¹ 営業設備(リヤカー等)ごとに主たる営業地を所管する保健所の許可を受けなければならないこととしており、許可を受けた数を表す。

※² 弁当等人力販売業者として販売に従事する者は、許可を受けた営業設備ごとに許可済証の交付を受けなければならないこととしており、許可済証の交付数を表す。

※³ 許可済証の交付を受けた者のうち、条例改正前に弁当類またはそう菜類に係る行商の届出をしていたものを表す。

(2) 食料品等販売業(一時販売)許可数 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	許可数 (件) ※ ⁴	旧行商からの移行施設 (件) ※ ⁵
全都	246	14
都	28	6
区	214	8
市	4	0

※⁴ ビルなどの空調が管理された建物内でランチタイム等に一時的に食料品を販売する施設として許可を受けた数を表す。

※⁵ 食料品等販売業(一時販売)の許可を受けた施設のうち、営業者が条例改正前に弁当類またはそう菜類に係る行商の届出をしていた施設を表す。

【参考】平成 27 年 行商届出数(弁当類、そう菜類)(平成 27 年 1 月 1 日~12 月 31 日)

	旧行商人 (人) ※ ⁶
全都	518
都	101
区	401
市	16

※⁶ 改正前の制度では、弁当類やそう菜類の行商に従事しようとする者は、届出をして鑑札や記章の交付を受けなければいけないこととしており、その届出数を表す。

届出の有効期間は届出の日に関わらず、その年の 12 月 31 日までであり、毎年届出をする必要がある。